

(案)

対策本部決定議案
令和2年5月7日
子育て支援部

保育園及び学童クラブにおける、緊急事態宣言に対応した運営期間の延長について

1 提案理由

次の理由から、保育園における特別保育（令和2年4月10日、同年同月27日日本部決定）、及び学童クラブにおける事前登録制（令和2年4月9日、同年同月27日日本部決定）（以下「緊急事態宣言に対応した運営」という。）の運営期間を延長する。

(1) 緊急事態宣言の延長

令和2年5月6日までの緊急事態宣言について、同年同月4日付けで、同年同月31日まで延長する旨、決定されこと

(2) 緊急事態措置の延長

同じく、緊急事態措置についても、令和2年5月5日付けで、同年同月31日まで延長する旨、決定されたこと

2 見直し内容

運営期間の終期を、令和2年5月9日土曜日から、同年同月31日日曜日に延長する。

3 周知など

- (1) 決定後、速やかに市ホームページにより周知する。
- (2) 決定後、速やかに市議会に情報提供する。
- (3) 決定を踏まえ、保育園、学童クラブにおける退所の特例や減額・減免の方針について、必要な見直しを行う。